

盛土規制に関する説明会

主な質問に対する回答

Q. 窪地を埋め立てる行為は、規制対象となりますか？

A. 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせ嵩上げを行い、平坦な土地にする場合、規制対象となりません。

Q. 田畑転換も盛土規制法の許可の対象となりますか？

A. 規制対象規模以上の盛土等を行う場合は、許可の対象となります。

Q. R7年7月1日の規制開始日前後に行う盛土等の手続きはどうなりますか？

A. 規制開始日に盛土等の工事中の場合、届出が必要です。
未着手の場合は、許可が必要となります。

Q. 開発許可が必要となり、みなし許可となる場合、手数料はどのようになりますか？

A. 開発許可申請手数料のみ必要で、盛土規制法に基づく許可申請手数料は不要となります。

Q. 盛土規制法の許可申請に必要な「住民への周知」を行う範囲はどうなりますか？

A. 国が参考例として示している「平地盛土の場合、は盛土高 h に対して水平距離 $2h$ の範囲、傾斜地盛土の場合、盛土高 h に対して水平距離 $5h$ の範囲」を基本として、市の方針を定める予定です。

Q. 盛土規制法に基づく許可に係る擁壁は、国土交通大臣の認定擁壁が必須ですか？

A. 擁壁全般について、盛土規制法の政令及び省令の基準を全て満たす必要があります。
政令及び省令を満たす擁壁であれば、国土交通大臣の認定の有無は問いません。

Q. 盛土規制法の完了検査済証の交付前に、建築工事に着手することはできますか？

A. 建築工事の着手は、原則検査済証の交付後と考えています。ただし、建築工事の範囲が完了検査を受ける上で全く支障がない場合等の取り扱いについては、個別に判断します。

Q. 過去に盛土等を行った時点の土地所有者も是正命令等の対象となりますか？

A. 対象となります。

Q. 松江市以外の県内他市町の規制はどのようになりますか？

A. 中核市の松江市以外は、島根県が規制区域の指定や許可業務等を行うこととなります。

※上記の内容は、分かり易さを重視して一般的な考え方を示したものであり、諸条件により、異なる場合もありますので、盛土等を計画される場合は、個別案件ごとにご相談ください。